

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年1月31日
【発行者名】	T & Dアセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 藤瀬 宏
【本店の所在の場所】	東京都港区海岸一丁目2番3号
【事務連絡者氏名】	岩松 覚
【電話番号】	03-3434-6630
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	T & D リートファンド限定追加型1402
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】	: 当初募集額 200億円を上限とします。 継続募集額 5兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

## 第一部【証券情報】

### （１）【ファンドの名称】

T & D リートファンド限定追加型 1 4 0 2  
（以下「ファンド」といいます。）

### （２）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の振替内国投資信託受益権（以下「受益権」といいます。）です。

当初元本は1口当たり1円です。

ファンドは、委託者（以下「委託会社」といいます。）の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「（１）振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社であるT & Dアセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

### （３）【発行（売出）価額の総額】

当初申込期間：200億円を上限とします。

継続申込期間：5兆円を上限とします。

### （４）【発行（売出）価格】

当初申込期間：1口当たり1円とします。

継続申込期間：購入申込受付日の翌営業日の基準価額 とします。

「基準価額」とは、ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）をその時の発行済受益権総口数で除した1口当たりの純資産価額をいいます（ただし、1万口当たりに換算した価額で表示されます。）。

基準価額につきましては、販売会社（委託会社の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および委託会社の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。）ないしは下記にお問い合わせください。

T & Dアセットマネジメント株式会社

電話番号 03-3434-5544（受付時間は営業日の午前9時～午後5時）

インターネットホームページ <http://www.tdasset.co.jp/>

### （５）【申込手数料】

ありません。

### （６）【申込単位】

販売会社にお問い合わせください。

### （７）【申込期間】

当初申込期間：平成26年2月17日から平成26年2月27日まで

継続申込期間：平成26年2月28日から平成26年5月30日まで

平成26年5月31日以降、購入のお申込みはできません。

**（ 8 ） 【 申込取扱場所 】**

申込取扱場所（販売会社）につきましては、前述の「（ 4 ） 発行（ 売出 ） 価格」の照会先にお問い合わせください。

**（ 9 ） 【 払込期日 】****当初申込期間**

ファンドの受益権の購入申込者は、当初申込期間中に購入代金（購入口数に発行価格を乗じた額をいいます。）をお申しいただきます販売会社に支払うものとします。当初申込にかかる発行価額の総額は、当初設定日（平成26年2月28日）に委託会社の指定する口座を経由して、受託者（以下「受託会社」ということがあります。）の指定するファンド口座に払い込まれます。

**継続申込期間**

ファンドの受益権の購入申込者は、販売会社が定める期日までに、購入代金を申しいただきます販売会社に支払うものとします。振替受益権に係る各購入申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に振り込まれます。

**（ 1 0 ） 【 払込取扱場所 】**

払込取扱場所は申込取扱場所（販売会社）と同様です。お問い合わせにつきましては、前述の「（ 4 ） 発行（ 売出 ） 価格」の照会先をご参照ください。

**（ 1 1 ） 【 振替機関に関する事項 】**

ファンドの振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

**（ 1 2 ） 【 その他 】**

日本以外の地域における発行はありません。

**振替受益権について**

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、前述の「（ 1 1 ） 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および前述の「（ 1 1 ） 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### （1）【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

ファンドは、安定した配当収入の確保と中長期的な値上がり益の獲得を目指して運用を行います。

ファンドの基本的性格

ファンドの商品分類および属性区分は以下の通りです。

ファンドが該当する商品分類および属性区分を網掛け表示しています。

<商品分類表>

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型投信	<b>国内</b>	株式
	海外	債券
<b>追加型投信</b>	内外	<b>不動産投信</b>
		その他資産
		資産複合

##### **追加型投信**

一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

##### **国内**

目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

##### **不動産投信（リート）**

目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

<属性区分表>

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式	<b>年1回</b>	グローバル	ファミリー ファンド
一般	年2回	<b>日本</b>	
大型株	年4回	北米	
中小型株	年6回	欧州	
債券	（隔月）	アジア	<b>ファンド・オブ・ ファンズ</b>
一般	年12回	オセアニア	
公債	（毎月）	中南米	
社債	日々	アフリカ	
その他債券	その他	中近東（中東）	
クレジット属性		エマージング	
不動産投信			
<b>その他資産</b>			
<b>（投資信託証券（不動産投信））</b>			
資産複合			

**その他資産（投資信託証券（不動産投信））**

目論見書または信託約款において、投資信託証券を通じて実質的に不動産投信に投資を行う旨の記載があるものをいいます。

**年1回**

目論見書または信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。

**日本**

目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

**ファンド・オブ・ファンズ**

「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。

商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

## ファンドの特色

**1. わが国の金融商品取引所に上場する不動産投資信託証券(以下、「Jリート」といいます。)を実質的な主要投資対象とし、安定した配当収入の確保と中長期的な信託財産の成長を目指します。**

■ファンドは主として、外国投資信託「クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト(ケイマン)II-J-REIT Fund (適格機関投資家限定)」への投資を通じて、東証REIT指数※に採用されている(または採用予定の)Jリート銘柄に投資を行います。また、マネーアカウントマザーファンド受益証券へも投資を行います。

※東証REIT指数は、東京証券取引所上場のリート全銘柄を対象とした時価総額加重平均指数です。2003年3月31日を基準日とし、その日の終了時点の時価総額を1000として算出されます。

**2. 外国投資信託の実質的な運用は、T&Dアセットマネジメント株式会社が行います。**

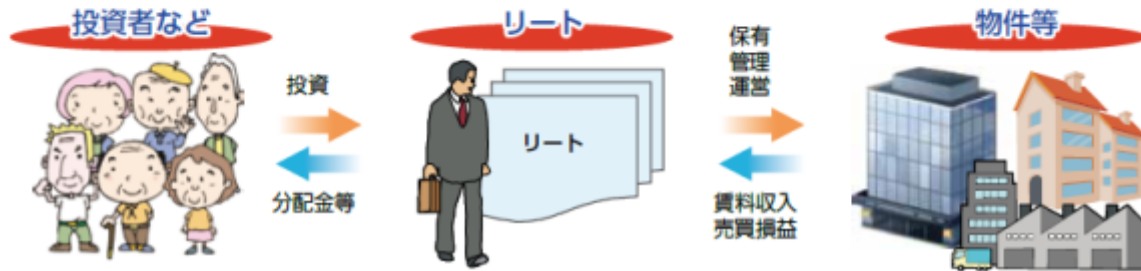
■外国投資信託の投資顧問会社であるクレディ・スイス・インターナショナルがT&Dアセットマネジメント株式会社に運用を再委託します。

資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。

## ■ リートとは？

- リート(不動産投資信託証券)とは、投資者などから集めた資金をもとに、不動産などを保有し、運用することを目的とした金融商品です。
- 投資者は、テナント(不動産入居者)から得られる賃貸料などから、管理費用などを差し引いた額を分配金などとして受け取れます。
- 不動産の運用などの実際の業務は、不動産投資法人(リーートの発行体)が委託する外部の専門家(資産運用会社等)が行います。
- わが国の金融商品取引所に上場されているリートは、2001年9月に誕生し、「J-REIT(Jリート)」と呼ばれています。

## リーートの投資イメージ



## ■ ファンドの仕組み

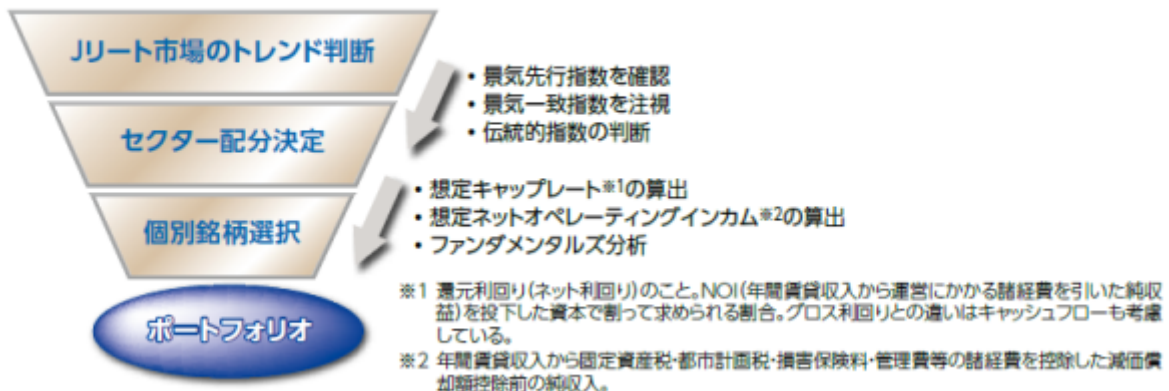
- ファンドは、以下の外国投資信託および国内投資信託に投資を行うファンド・オブ・ファンズです。
  - ・ 外国投資信託の組入比率は、原則として高位を保ちます。
  - ・ 各投資信託証券の組入比率には制限を設けません。



【投資顧問会社】クレディ・スイス・インターナショナル：1990年、英国ロンドンに設立され、金利、為替、株式、コモディティ、クレジット商品にリンクしたデリバティブ商品の取引を含む銀行業を主に行っています。

資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。

## ■ 運用プロセス ポートフォリオ構築プロセス



※ポートフォリオ構築プロセスは、当資料作成時点のものであり、今後変更となる場合があります。

## ■ ファンド購入時・換金時における手数料について

- ファンドは購入時の手数料がかかりません。
- ファンドの換金時においては、換金申込受付日に応じて、ファンドの主要投資対象である外国投資信託の換金手数料と同率の信託財産留保額がかかります。なお、ファンドの設定日からの経過年数<sup>(※1)</sup>に応じて、信託財産留保額の率は逓減します。

### 主要投資対象である外国投資信託の手数料等について

- ◆ ファンド購入時の手数料はかかりませんが、ファンドの主要投資対象である外国投資信託において、信託報酬等が高めの水準に設定されています。
- ◆ 外国投資信託では、換金申込受付日に応じて換金手数料がかかります。換金手数料は外国投資信託の設定日からの経過年数に応じて逓減します。
- ◆ ファンド換金時に差し引かれる信託財産留保額は、実質的に外国投資信託の換金手数料に充当されます。<sup>(※2)</sup>
- ◆ 外国投資信託の信託報酬等の一部に相当する額と換金手数料を原資として、ファンドの設定金額に**3.0%を乗じた額を上限とする額が、外国投資信託の関係者を通じて販売会社に支払われます。**

※1：ファンドの「経過年数」とは、ファンドの設定日から換金申込受付日までの期間をいいます。

※2：ファンド全体として設定と解約が同日にあった場合でも、外国投資信託の買付けと換金は、ファンド全体の設定・解約それぞれの金額に応じた金額で行われる（gross取引といえます。下図参照。）ため、設定金額と解約金額を相殺して外国投資信託の買付けと換金を行う場合（net取引といえます。下図参照。）よりもファンド全体が負担する換金手数料は多くなります。

\*繰上償還が決定した場合でも、主な投資対象である外国投資信託の換金手数料を支払う必要がある場合には上記信託財産留保額が差し引かれます。

### ■ (ご参考)gross取引について

#### ネット取引の例

設定：6億円  
解約：8億円 □ 2億円

※設定と解約を相殺するため、換金手数料は2億円分の解約相当額に対してのみがかかります。

#### gross取引の例

設定：6億円  
解約：8億円

※設定と解約を相殺しないため、換金手数料は8億円分の解約相当額に対してがかかります。

### ファンドの換金時における負担金額の例



ファンドは、設定日からの経過年数に応じて信託財産留保額の率が逓減します。

そのため、購入申込の時期によっては、たとえファンドの保有期間（購入申込日から換金申込日までの期間）が同じであっても、信託財産留保額の率は異なる場合があります。

信託金の限度額は1,000億円です。ただし、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

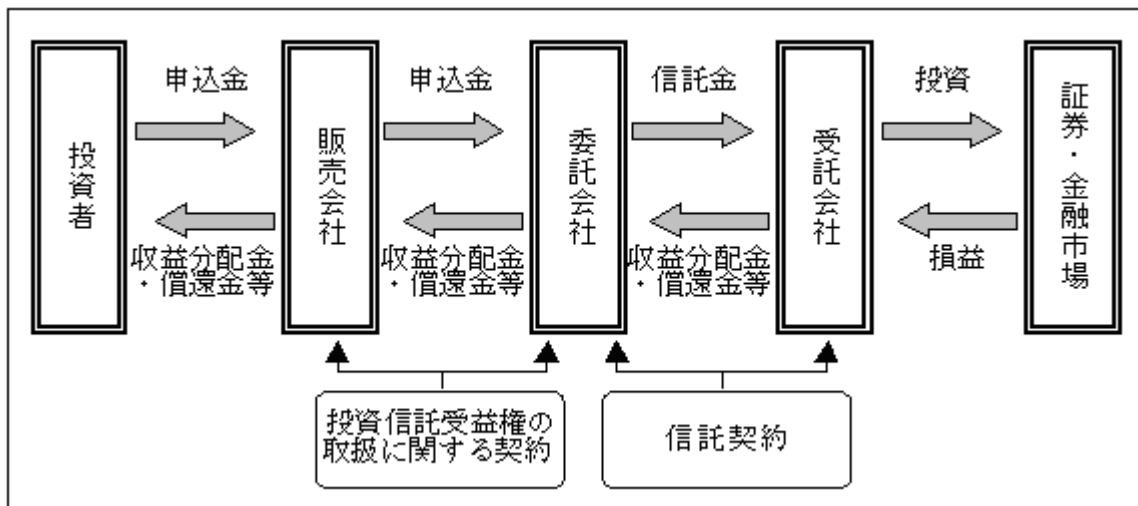
### (2) 【ファンドの沿革】

平成26年2月28日 信託契約締結、ファンドの設定、運用開始（予定）

### (3) 【ファンドの仕組み】



## ファンド運営の仕組み図



## ファンド・オブ・ファンズについて

ファンドは、主として投資信託証券に投資を行うファンド・オブ・ファンズ形式で運用を行います。

ファンドが投資対象とする「クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト（ケイマン） -J-REIT Fund（適格機関投資家限定）」以下「外国投資信託」ということがあります。）の投資顧問会社であるクレディ・スイス・インターナショナルは、副投資顧問会社であるT & Dアセットマネジメント株式会社に運用を委任します。

## &lt;クレディ・スイス・インターナショナルについて&gt;

1990年、英国ロンドンに設立され、金利、為替、株式、コモディティ、クレジット商品にリンクしたデリバティブ商品の取引を含む銀行業を主に行っています。

委託会社およびファンドの関係法人の名称およびファンドの運営上の役割

（委託会社が関係法人と締結している契約等の概要を含みます。）

## a．委託会社

T & Dアセットマネジメント株式会社

委託会社は、信託約款（信託契約）の規定等に基づき主に次の業務を行います。

- (1) 信託約款の届出
- (2) 信託財産の運用指図
- (3) 信託財産の計算（毎日の基準価額の計算）
- (4) 目論見書および運用報告書の作成等

## b．受託会社

三井住友信託銀行株式会社

（再信託受託会社：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）

受託会社は、信託約款（信託契約）の規定等に基づき主に次の業務を行います。

- (1) 信託財産の保管・管理・計算
- (2) 委託会社の指図に基づく信託財産の処分等

## c．販売会社

販売会社は、委託会社との間に締結した「投資信託受益権の取扱に関する契約」（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含みます。）等に基づき、主に次の業務を行います。

- (1) 受益権の募集・販売の取扱い
- (2) 受益権の換金（解約）申込の取扱い
- (3) 換金代金、収益分配金および償還金の支払の取扱い
- (4) 目論見書、運用報告書の交付等

## 委託会社の概況

## a．資本金

平成25年11月末日現在 11億円

## b．会社の沿革

昭和55年12月19日	第一投信株式会社設立
	同年12月26日「証券投資信託法」（当時）に基づく免許取得
平成 9年12月 1日	社名を長期信用投信株式会社に変更
平成11年 2月25日	大同生命保険相互会社（現：大同生命保険株式会社）の傘下に入る
平成11年 4月 1日	社名を大同ライフ投信株式会社に変更
平成14年 1月24日	投資顧問業者の登録
平成14年 6月11日	投資一任契約に係る業務の認可
平成14年 7月 1日	ティ・アンド・ディ太陽大同投資顧問株式会社と合併、 ティ・アンド・ディ・アセットマネジメント株式会社に社名を変更
平成18年 8月28日	社名をT & Dアセットマネジメント株式会社に変更
平成19年 3月30日	株式会社T & Dホールディングスの直接子会社となる
平成19年 9月30日	金融商品取引法の施行に伴い、第二種金融商品取引業、 投資助言・代理業、投資運用業の登録

## c . 大株主の状況

平成25年11月末日現在

株主名	住所	所有株数	所有比率
株式会社T & Dホールディングス	東京都港区海岸一丁目2番3号	1,082,500株	100%

## 2【投資方針】

## (1)【投資方針】

外国投資信託であるクレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト（ケイマン） -J-REIT Fund（適格機関投資家限定）および国内の証券投資信託であるマネーアカウントマザーファンドを主要投資対象とします。なお、短期金融商品等に直接投資する場合があります。

外国投資信託を通じて、実質的に東証REIT指数に採用されている（採用予定を含みます。）不動産投資信託証券を主要投資対象とします。

外国投資信託への投資割合は資金動向や市況動向などを勘案して決定するものとし、組入比率は原則として高位とすることを基本とします。

資金動向や市況動等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。

## (2)【投資対象】

以下の2つの投資信託証券を主要投資対象とします。

ケイマン籍 円建外国投資信託 「クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト（ケイマン） -J-REIT Fund（適格機関投資家限定）」

親投資信託 「マネーアカウントマザーファンド」

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

a . 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。）

(1) 有価証券

(2) デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第20条に定めるものに限りません。）

(3) 金銭債権

(4) 約束手形

b . 次に掲げる特定資産以外の資産

(1) 為替手形

委託会社は、信託金を、外国投資信託およびマザーファンドならびに次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

- (1) 転換社債の転換および新株予約権(新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているものの新株予約権に限ります。)の行使により取得した株券
  - (2) 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。)
  - (3) コマーシャル・ペーパー
  - (4) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- なお、第1号の証券および第4号の証券または証書のうち第1号の証券の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号の証券および第4号の証券または証書のうち第2号の証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は、短期社債等への投資ならびに現先取引および債券貸借取引に限り行うことができます。

委託会社は、信託金を、上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

- (1) 預金
- (2) 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- (3) コール・ローン
- (4) 手形割引市場において売買される手形

#### (参考) 投資する投資信託証券の概要

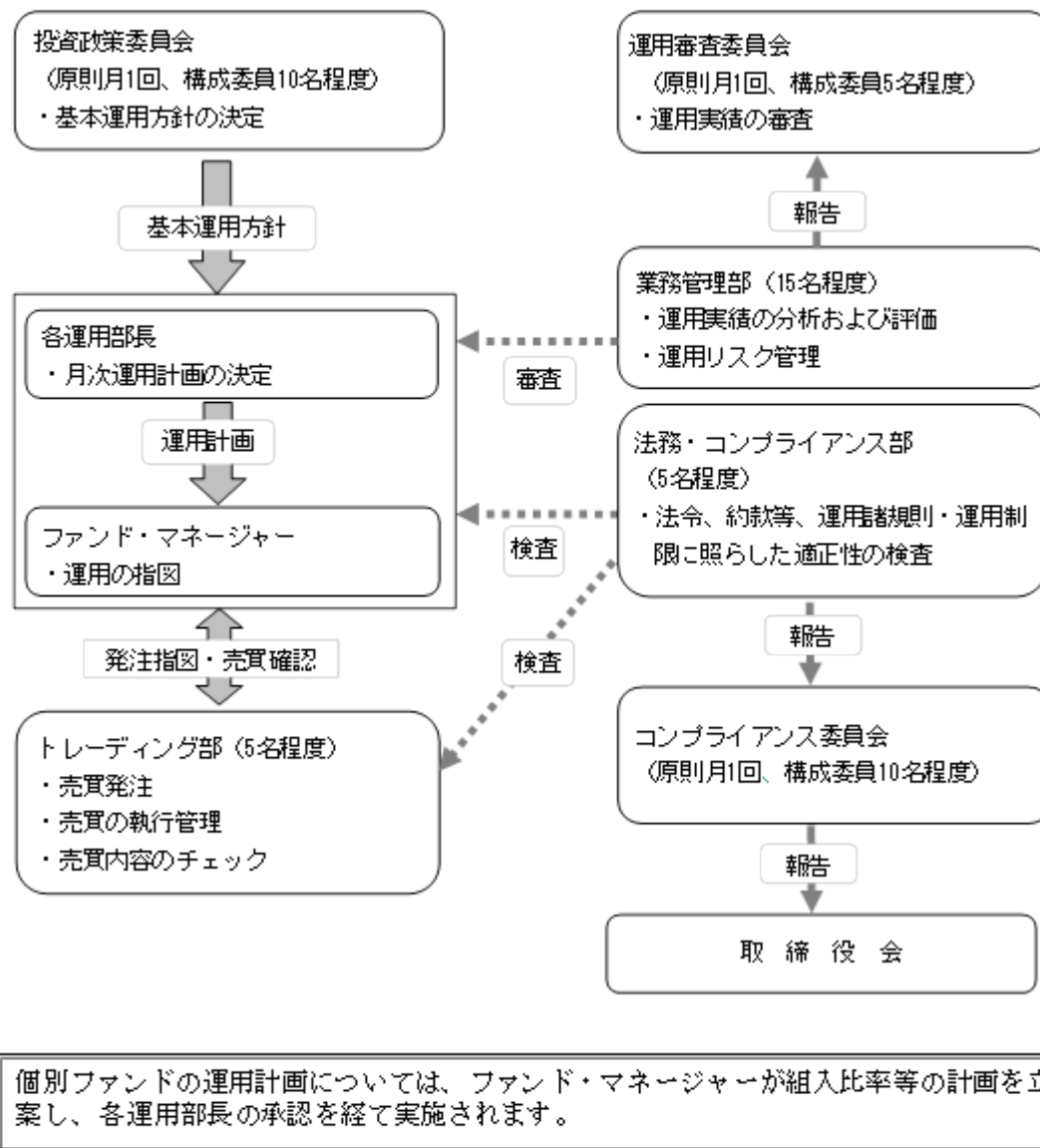
ファンド名	クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト(ケイマン)II-J-REIT Fund (適格機関投資家限定)																			
分類	ケイマン籍/外国投資信託/円建																			
設定日	平成26年3月3日(予定)																			
運用基本方針	安定的に中長期的な値上がり利益の獲得を目指して運用を行います。																			
主な投資対象	東証REIT指数に採用されている(または採用予定の)Jリートを主要投資対象とします。																			
投資態度	①東証REIT指数に採用されている(または採用予定の)Jリートの実質組入比率は高位に保つことを基本方針とします。 ②Jリートの運用は、副投資顧問会社であるT&Dアセットマネジメント株式会社が行います。副投資顧問会社は、個別銘柄調査に基づくボトム・アップ・アプローチにより投資判断を行い、各銘柄に対する投資比率を適宜調整します。 ③資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。																			
主な投資制限	①同一のJリートへの実質投資割合は、信託財産の純資産総額の30%を超えないこととします。 ②外貨建資産への直接投資は行いません。 ③流動性の乏しい資産には純資産総額の15%を超えて投資しません。 ④運用会社は、自己又は投資信託受益証券以外の第三者の利益を図る目的で行う取引等、受益者の保護に欠け、若しくは信託財産の適正を害する取引は行いません。 ⑤発行済株式数の50%を超えて、株式の買入れは行いません。 ⑥純資産総額の10%を超えた借入れは行いません。																			
決算日	6月の最終暦日(予定)																			
運用報酬 ならびに 管理費用等	純資産総額の年0.96% また、上記のほか弁護士費用、監査費用等がかかります。																			
換金手数料	換金約定日の純資産総額に以下の率を乗じた額。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">換金申込受付日</th> <th style="text-align: center;">換金手数料の率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成27年5月31日まで</td> <td style="text-align: center;">3.00%</td> </tr> <tr> <td>平成27年6月1日から平成28年5月31日まで</td> <td style="text-align: center;">2.75%</td> </tr> <tr> <td>平成28年6月1日から平成29年5月31日まで</td> <td style="text-align: center;">2.50%</td> </tr> <tr> <td>平成29年6月1日から平成30年5月31日まで</td> <td style="text-align: center;">2.00%</td> </tr> <tr> <td>平成30年6月1日から平成31年5月31日まで</td> <td style="text-align: center;">1.50%</td> </tr> <tr> <td>平成31年6月1日から平成32年5月31日まで</td> <td style="text-align: center;">1.00%</td> </tr> <tr> <td>平成32年6月1日から平成33年5月31日まで</td> <td style="text-align: center;">0.50%</td> </tr> <tr> <td>平成33年6月1日以降</td> <td style="text-align: center;">0%(なし)</td> </tr> </tbody> </table>		換金申込受付日	換金手数料の率	平成27年5月31日まで	3.00%	平成27年6月1日から平成28年5月31日まで	2.75%	平成28年6月1日から平成29年5月31日まで	2.50%	平成29年6月1日から平成30年5月31日まで	2.00%	平成30年6月1日から平成31年5月31日まで	1.50%	平成31年6月1日から平成32年5月31日まで	1.00%	平成32年6月1日から平成33年5月31日まで	0.50%	平成33年6月1日以降	0%(なし)
換金申込受付日	換金手数料の率																			
平成27年5月31日まで	3.00%																			
平成27年6月1日から平成28年5月31日まで	2.75%																			
平成28年6月1日から平成29年5月31日まで	2.50%																			
平成29年6月1日から平成30年5月31日まで	2.00%																			
平成30年6月1日から平成31年5月31日まで	1.50%																			
平成31年6月1日から平成32年5月31日まで	1.00%																			
平成32年6月1日から平成33年5月31日まで	0.50%																			
平成33年6月1日以降	0%(なし)																			
投資顧問会社	クレディ・スイス・インターナショナル																			
副投資顧問会社	T&Dアセットマネジメント株式会社																			
備考	・換金約定日に応じて換金手数料がかかります。 ・換金約定日の時期(1年から1年3ヵ月程度を一つの区切りとして換金手数料を設定します。)が遅いほど換金手数料は逓減します。 ※当外国投資信託の換金手数料と「T&D Jリートファンド限定追加型1402」の信託財産留保額は同率に設定されています。換金手数料および信託報酬等の一部に相当する額が、設定後に当ファンドの関係者を通じて、販売会社に支払われます。																			

ファンド名	マネーアカウントマザーファンド
分類	親投資信託
設定日	平成22年2月26日
運用基本方針	安定した収益の確保を目標として運用を行います。
主な投資対象	わが国の公社債および短期金融商品を主要投資対象とします。
主な投資制限	①株式への投資は行いません。 ②外貨建資産への投資は行いません。
決算日	6月、12月の各10日(休業日の場合は翌営業日)
信託報酬等	信託報酬、申込手数料、信託財産留保額はありませぬ。
委託会社	T&Dアセットマネジメント株式会社

※各概要は、平成26年1月末現在のものであり、今後変更になる場合があります。

### (3)【運用体制】

委託会社の運用体制は以下の通りです。



受託会社に対しては、日々の純資産照合等を行っています。また、内部統制の有効性に関する報告書を定期的に受け取っています。

委託会社の運用体制等は平成25年11月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

#### (4) 【分配方針】

年1回、毎決算時（原則として12月20日。ただし該当日が休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の方針に基づき収益の分配を行います。

分配対象額は、経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

分配金額は、分配対象額の範囲内で委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。

収益分配に充てず、信託財産に留保した利益については、運用の基本方針にしたがって運用を行います。

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

配当等収益とは、配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額で、諸経費、監査費用（税込）、信託報酬（税込）を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

売買益とは、売買損益に評価損益を加減して得た利益金額で、諸経費、監査費用（税込）、信託報酬（税込）を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

## （５）【投資制限】

投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

株式への直接投資は行いません。株式への投資は、転換社債の転換または新株予約権の行使により取得したものに限り、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

外貨建資産への直接投資は行いません。

有価証券先物取引等は、信託約款の範囲内で行います。

- a. 委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所等における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の金融商品取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めて取り扱うものとします。
- b. 委託会社は、わが国の金融商品取引所等における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、信託財産において換金代金の支払資金の手当て（換金代金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- b. 換金代金の手当てにかかる借入期間は、受益者への換金代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または解約代金の入金日までの間もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- c. 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

## （参考）マネーアカウントマザーファンドの概要

### （１）投資方針

主としてわが国の国債、公社債および短期金融商品を投資対象とし、安定した収益の確保を目標として運用を行います。

有価証券先物取引等は、信託約款の範囲内で行います。

資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。

### （２）投資対象

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

#### a. 次に掲げる特定資産

##### （１）有価証券

（２）デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第17条に定めるものに限り。）

##### （３）金銭債権

##### （４）約束手形

#### b. 次に掲げる特定資産以外の資産

##### （１）為替手形

委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（本邦通貨表示のものに限り、金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

##### （１）国債証券

##### （２）地方債証券

##### （３）特別の法律により法人の発行する債券

（４）社債券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）

（５）資産の流動化に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

- (6) 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
- (7) コマーシャル・ペーパー
- (8) 外国または外国の者の発行する証券で、前各号の証券の性質を有するもの
- (9) 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
- (10) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- (11) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

なお、(1) から (6) までの証券および (8) の証券のうち (1) から (6) までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

委託会社は、信託金を、上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することの指図ができます。

- (1) 預金
- (2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- (3) コール・ローン
- (4) 手形割引市場において売買される手形
- (5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- (6) 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

### (3) 投資制限

株式への投資は行いません。

外貨建資産への投資は行いません。

- a . 委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所等における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の金融商品取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めて取り扱うものとします。
- b . 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所等における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
- a . 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債を(1)の範囲で貸付けることの指図をすることができます。
  - (1) 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- b . a に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- c . 委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

## 3【投資リスク】

### (1) 基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、投資を行っている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益は全て投資者に帰属します。

したがって、ファンドは投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。なお、ファンドは預貯金とは異なります。

ファンドの基準価額の変動要因となる主なリスクは次の通りです。

価格変動リスク

ファンドは、外国投資信託を通じ、実質的に不動産投資信託証券(リート)に投資します。リーートの価格は保有不動産の状況・不動産市況(不動産価格、賃貸料、不動産稼働率等)、金利変動、経済情勢の変化や関係法令、規制等の変更、自然災害等の影響を受け変動します。リーートの価格が下落した場合、基準価額が値下がりする要因となります。

#### 信用リスク

投資対象とする有価証券の発行体や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合、またはそれらが懸念される場合、当該組入有価証券の価格が下落もしくは価値がなくなる場合があります。ファンドが外国投資信託を通じ実質的に保有するリーートの発行体の信用状況が悪化した場合、基準価額が値下がりする要因となります。

#### 流動性リスク

市場規模や取引量が小さい場合や、市場の混乱等のために、市場における取引の不成立や通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされる可能性があります。これらの場合には、基準価額が値下がりする要因となり、投資元本に欠損を生じるおそれがあります。

基準価額の変動要因(リスク)は、上記に限定されるものではありません。

## (2) その他の留意点

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

#### 分配金に関する留意点

- ・分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
- ・分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- ・投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部又は全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

リートや不動産に関する法律(税制、会計基準、建築規制等)が変更となった場合には、リーートの価格や配当に影響を与える可能性があります。

ファンドは、預貯金や保険契約と異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関で購入いただいた場合、投資者保護基金の支払対象とはなりません。

投資信託証券やマザーファンドを他のファンドが投資対象としている場合に、当該ファンドの購入、換金等による資金変動に伴い、マザーファンドや投資信託証券においても売買が生じ、ファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。

## (3) リスクの管理体制

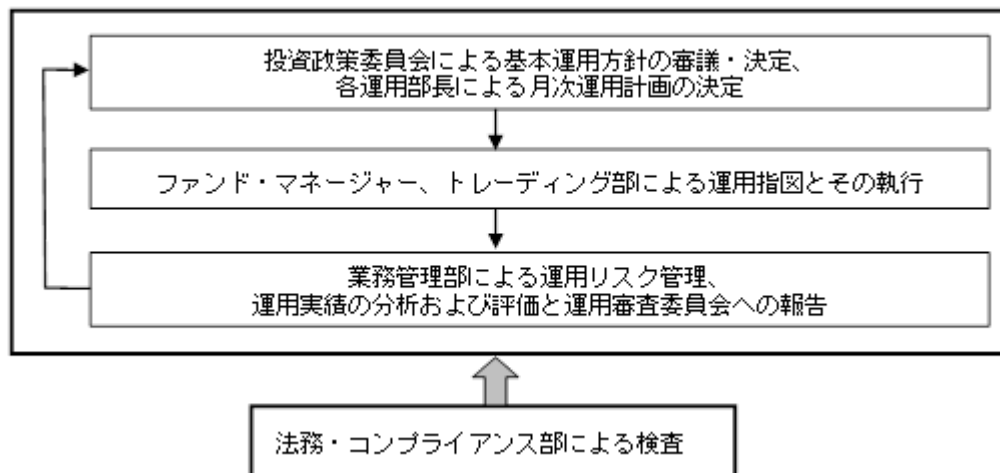
委託会社のリスクの管理体制は、以下の通りです。

委託会社は、社内規程において投資リスクに関する取扱い基準およびその管理体制についても定めており、下記の運用体制のサイクル自体が、投資リスクの管理体制を兼ねたものとなっています。

- ・ファンド・マネージャーは定期的に、投資環境および市況見通し、ポートフォリオの状況および運用成果等をモニタリングして運用リスクの管理を行いつつ、原則として月次にて(投資環境および市況の著しい変化等に対応する場合には随時)運用計画の見直しを行い、各運用部長による承認を経て、実際の運用指図を行い、トレーディング部がその執行を行っています。
- ・業務管理部は、運用リスク管理を所管するとともに、ファンドのパフォーマンス評価・分析等ファンドの運用に関する審査を月次にて行い、運用審査委員会に報告を行うことにより、運用成績の改善のサポートを行っています。



- ・法務・コンプライアンス部は、法令、約款等、運用諸規則・運用制限に照らした適正性の検査を行い、コンプライアンス委員会および取締役会に報告を行っています。



リスクの管理体制は平成25年11月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

## 4【手数料等及び税金】

### （1）【申込手数料】

ありません。

### （2）【換金（解約）手数料】

換金手数料はありません。ただし、換金の際には、換金申込受付日の翌営業日の基準価額に以下の率を乗じて得た額を信託財産留保額としてご負担いただきます。

「信託財産留保額」とは、運用の安定性を高めるとともに、継続保有される投資者との公平性を確保するため、換金する投資者が負担する一定の金額をいい、信託財産に繰り入れられます。

換金申込受付日	信託財産留保額の率
平成27年5月31日まで	3.00%
平成27年6月1日から平成28年5月31日まで	2.75%
平成28年6月1日から平成29年5月31日まで	2.50%
平成29年6月1日から平成30年5月31日まで	2.00%
平成30年6月1日から平成31年5月31日まで	1.50%
平成31年6月1日から平成32年5月31日まで	1.00%
平成32年6月1日から平成33年5月31日まで	0.50%
平成33年6月1日以降	0%（なし）

信託財産留保額は、主な投資対象である外国投資信託の換金手数料に充当されます。

なお、繰上償還が決定した場合においても、主な投資対象である外国投資信託の換金手数料を支払う必要がある場合には上記信託財産留保額が差し引かれます。

### （3）【信託報酬等】

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年0.819%（税抜0.78%）を乗じて得た額とします。信託報酬の配分については、以下の通りとします。

消費税率が8%になった場合は、年0.8424%となります。

委託会社	年0.35%（税抜）
販売会社	年0.40%（税抜）
受託会社	年0.03%（税抜）

上記の信託報酬の総額は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

その他、投資対象とするクレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト（ケイマン） -J-REIT Fund（適格機関投資家限定）の信託報酬等として、当該ファンドの純資産総額の年0.96%程度を信託財産中から支弁します。したがって、ファンドの実質的な信託報酬等の水準は、信託財産の純資産総額の年1.779%（税抜1.74%）程度となります。また、外国投資信託において、上記のほか弁護士費用および外国投資信託の監査費用等がかかります。

消費税率が8%になった場合は、年1.8024%となります。

#### （４）【その他の手数料等】

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

信託財産の財務諸表にかかる監査費用（税込）は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年0.00525%（税抜0.005%）の率を乗じて得た額とし、信託報酬支弁のとき信託財産中から支弁します。

消費税率が8%になった場合は、年0.0054%となります。

証券取引に伴う手数料等は、信託財産が負担します。

上記、のその他の手数料等については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。

上記の費用の合計額については、投資者がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

マザーファンドには、信託報酬および監査費用はありません。

#### （５）【課税上の取扱い】

ファンドは、課税上は株式投資信託として取扱われます。

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。

個人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金は、配当所得として、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）の税率により源泉徴収が行われます。確定申告は不要ですが、確定申告を行い、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）を選択することもできます。

換金時および償還時の差益（譲渡益）については、譲渡所得として、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）を利用した場合は、原則として確定申告は不要です。

なお、換金時および償還時の損益については、確定申告により、上場株式等の譲渡損益および申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得との損益通算が可能です。

少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、平成26年1月1日以降の非課税制度です。NISAをご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%）の税率により源泉徴収が行われます（地方税の源泉徴収はありません。）。

なお、益金不算入制度の適用はありません。

#### 個別元本について

受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料（税込）は含まれません。）が当該受益者の個別元本にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回購入した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で購入する場合には販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを購入する場合は当該支店毎に、一般コースと自動継続投資コースの両コースで購入する場合にはコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。受益者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

#### 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」の区分があります。

受益者が収益分配金を受取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

上記は平成26年1月1日現在のものであり、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

税金の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

## 5【運用状況】

ファンドは、平成26年2月28日から運用を開始する予定であり、該当する記載事項はありません。

### (1)【投資状況】

該当事項はありません。

### (2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

該当事項はありません。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

### (3)【運用実績】

【純資産の推移】

該当事項はありません。

【分配の推移】

該当事項はありません。

【収益率の推移】

該当事項はありません。

### (参考) マネーアカウントマザーファンドの状況

#### (1) 投資状況

親投資信託資産の種類別、地域別の投資状況

(平成25年11月29日現在)

資産の種類	国名	時価合計(百万円)	投資比率(%)
国債証券	日本	280	80.18
コール・ローン、その他の資産(負債差引後)	日本	69	19.82
合計(純資産総額)	-	349	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。)

#### (2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

a. 評価額上位銘柄(全銘柄)

(平成25年11月29日現在)

国名	種類	銘柄名	券面総額 (円)	簿価単価(円) 簿価金額(円)	時価単価(円) 時価金額(円)	投資 比率 (%)	クー ポン (%)	償還日
----	----	-----	-------------	--------------------	--------------------	-----------------	-----------------	-----

1	日本	国債証券	第392回国庫短期証券	110,000,000	99.99 109,999,140	99.99 109,999,140	31.50	-	H25.12.2
2	日本	国債証券	第413回国庫短期証券	100,000,000	99.98 99,989,032	99.98 99,989,032	28.63	-	H26.3.3
3	日本	国債証券	第406回国庫短期証券	70,000,000	99.98 69,990,760	99.98 69,990,760	20.04	-	H26.2.3

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各銘柄の評価額比率です。

#### b. 投資有価証券の種類別比率

(平成25年11月29日現在)

種類	投資比率(%)
国債証券	80.18
合計	80.18

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各種類の評価額比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

#### (4) 【設定及び解約の実績】

該当事項はありません。

#### (参考) 運用実績

ファンドは平成26年2月28日から運用を開始する予定であり、該当事項はありません。

基準価額・純資産の推移

分配の推移

主要な資産の状況

年間収益率の推移

ファンドにはベンチマークはありません。

ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示される予定です。
-------------------------------------

## 第2【管理及び運営】

### 1【申込（販売）手続等】

ファンドの受益権の購入申込は、販売会社において取引口座を開設のうえ行うものとします。購入申込は、申込期間における毎営業日に販売会社で受け付けます。

当初申込期間においては、当初申込期間の最終日（平成26年2月27日）までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを申込受付分とします。

継続申込期間における購入申込の受付は、原則として営業日の午後3時までとし、当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の受付となります。ただし、受付時間は販売会社によって異なることもあります。また、販売会社により受付時間が変更になることもありますのでご注意ください。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

平成26年5月31日以降、購入のお申込みはできません。

申込方法には、一般コースと自動継続投資コースがあります。自動継続投資コースを選択された場合には、販売会社との間で「自動継続投資契約」を締結していただきます。

これと異なる名称で同一の権利義務関係を規定した契約を含むものとします。

受益権の購入価額（発行価格）は、当初申込期間中は1口当たり1円とし、継続申込期間中は、購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。購入価額に申込口数を乗じて得た金額が申込金額となります。

ファンドの購入申込者は販売会社に、購入申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該購入申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該購入申込の代金の支払と引き換えに、当該口座に当該購入申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

申込手数料は、ありません。

購入申込者は、購入代金を払込期日までにお申込の販売会社に支払うものとします。払込期日は販売会社により異なりますので、販売会社にお問い合わせください。

委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止、投資対象とする外国投資信託の取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、購入申込の受付を中止することおよびすでに受け付けた購入申込の受付を取消すことがあります。

### 2【換金（解約）手続等】

受益者は、販売会社が定める単位をもって、換金申込をすることができます。

換金申込の受付は、原則として営業日の午後3時までとし、当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の受付となります。ただし、受付時間は販売会社によって異なることもあります。また、販売会社により、受付時間が変更になることもありますのでご注意ください。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

委託会社は、換金申込を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。

ファンドの換金申込を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

換金価額（解約価額）は、換金申込受付日の翌営業日の基準価額から、当該基準価額に下記の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

「信託財産留保額」とは、運用の安定性を高めるとともに、継続保有される投資者との公平性を確保するため、換金する投資者が負担する一定の金額をいい、信託財産に繰り入れられます。

換金申込受付日	信託財産留保額の率
平成27年5月31日まで	3.00%
平成27年6月1日から平成28年5月31日まで	2.75%
平成28年6月1日から平成29年5月31日まで	2.50%
平成29年6月1日から平成30年5月31日まで	2.00%
平成30年6月1日から平成31年5月31日まで	1.50%
平成31年6月1日から平成32年5月31日まで	1.00%
平成32年6月1日から平成33年5月31日まで	0.50%
平成33年6月1日以降	0%（なし）

信託財産留保額は、主な投資対象である外国投資信託の換金手数料に充当されます。

なお、繰上償還が決定した場合においても、主な投資対象である外国投資信託の換金手数料を支払う必要がある場合には上記信託財産留保額が差し引かれます。

換金申込は、振替受益権をもって行うものとします。

委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止、投資対象とする外国投資信託の取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、換金申込の受付を中止することおよびすでに受付けた換金申込の受付を取消すことができます。なお、換金申込の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の換金申込を撤回できます。ただし、受益者がその換金申込を撤回しない場合には、当該受益権の換金価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金申込を受付けたものとしての規定に準じて計算された価額とします。

換金代金は、換金申込受付日から起算して、原則として7営業日目から受益者に支払います。ただし、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止、投資対象とする外国投資信託の取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、支払開始日が遅延する場合があります。

信託財産の資金管理を円滑に行うため、ファンドの残高、市場の流動性の状況等によっては、大口の換金申込等に制限を設ける場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

換金価額につきましては、委託会社または販売会社にお問い合わせください。

販売会社により、買取請求の取扱いを行う場合がありますが、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

### 3【資産管理等の概要】

#### （1）【資産の評価】

基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

ファンドおよびマザーファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

ファンドの主な投資対象

- ・外国投資信託受益証券：原則としてファンドの基準価額計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。
- ・マザーファンド：原則としてファンドの基準価額計算日の基準価額で評価します。

マザーファンドの主な投資対象

- ・公社債等：
  - a．日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値）
  - b．金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く）
  - c．価格情報会社の提供する価額

残存期間1年以内の公社債等については、一部償却原価法により評価することができます。

基準価額は毎営業日算出され、販売会社にお問い合わせいただければ、お知らせいたします。また、基準価額は原則として翌日の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

基準価額につきましては、下記においてもご照会いただけます。

T & D アセットマネジメント株式会社

電話番号 03-3434-5544（受付時間は営業日の午前9時～午後5時）

インターネットホームページ <http://www.tdasset.co.jp/>

**(2) 【保管】**

ありません。

**(3) 【信託期間】**

ファンドの信託期間は、平成33年6月18日までですが、後述の「(5) その他 信託の終了」の規定により信託を終了させる場合があります。また、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認められる場合には、受託会社と協議のうえ、信託期間を延長することがあります。

**(4) 【計算期間】**

ファンドの計算期間は、毎年12月21日から翌年12月20日までです。該当日が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。なお、初回の計算期間は信託契約締結日から平成26年12月22日までとし、最終計算期間の終了日は信託期間の終了日とします。

**(5) 【その他】**

信託の終了

**a . ファンドの繰上償還**

- (1) 委託会社は、信託期間中において、この信託契約の一部を解約することにより受益権の総口数が10億口を下回ることとなったとき、信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めたととき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
  - (2) 委託会社は、この信託が主要投資対象とする外国投資信託が存続しないこととなる場合は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
  - (3) 委託会社は、(1)の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
  - (4) (3)の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
  - (5) (3)の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
  - (6) (3)から(5)までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときおよび(2)の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、(3)から(5)までの手続きを行うことが困難な場合も適用しません。
- b . 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- c . 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。なお、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、後述の「信託約款の変更」の書面決議で否決された場合を除き、当該委託会社と受託会社との間において存続します。



- d. 受託会社が辞任する場合または受託会社を解任する場合、委託会社は、後述の「信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

#### 信託約款の変更

- a. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は に定める以外の方法によって変更することができないものとし、
- b. 委託会社は、aの事項（aの変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合には限ります。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- c. bの書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d. bの書面決議は議決権を行行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- e. 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- f. bからeまでの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- g. aからfの規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

#### 関係法人との契約の更改に関する手続

委託会社が販売会社と締結している「投資信託受益権の取扱に関する契約」は、契約満了日の3ヵ月前までに当事者から別段の意思表示のない限り、1年毎に自動更新されます。

#### 公告

委託会社が投資者に対してする公告は、原則として電子公告により行い、委託会社のホームページ（<http://www.tdasstet.co.jp/>）に掲載します。ただし、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

#### 運用に係る報告等開示方法

毎決算時および償還時に運用報告書を作成し、知れている受益者に交付します。

## 4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は以下の通りです。なお、受益者は、自己に帰属する受益権の口数に応じて、均等にファンドの受益権を保有します。

### （1）収益分配金の請求権

受益者は、ファンドの収益分配金を自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において換金が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で購入代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益

権については原則として購入申込者とします。)に、原則として決算日から起算して5営業日目までに支払を開始します。収益分配金の支払は、販売会社の営業所等にて行うものとします。ただし、受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

#### (2) 償還金の請求権

受益者は、ファンドの償還金を自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。

償還金は、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において換金が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で購入代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として購入申込者として）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

償還金は、原則として信託終了日から起算して5営業日目までに支払を開始します。償還金の支払は、販売会社の営業所等において行います。ただし、受益者が償還金について支払開始日から10年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

#### (3) 換金（解約）請求権

受益者は、受益権の換金を販売会社を通じて委託会社に申込できます。権利行使の方法等については、前述の「2 換金（解約）手続等」をご参照ください。

#### (4) 反対者の買取請求権

前述の「3 資産管理等の概要（5）その他 信託の終了 a. ファンドの繰上償還」に規定する信託契約の解約または前述の「3 資産管理等の概要（5）その他 信託約款の変更」に規定する信託約款の変更のうち、その内容が重大な変更を行う場合において、書面決議において反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

#### (5) 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

### 第3【ファンドの経理状況】

ファンドは、平成26年2月28日から運用を開始する予定であり、同日まで何ら資産を有しません。

ファンドの監査は新日本有限責任監査法人が行います。

委託会社は、「投資信託財産の計算に関する規則」の定めるところにより、ファンドの信託財産に係る財務諸表を作成します。監査証明を受けたファンドの財務諸表は有価証券報告書に記載されます。

#### 1【財務諸表】

##### (1)【貸借対照表】

該当事項はありません。

##### (2)【損益及び剰余金計算書】

該当事項はありません。

##### (3)【注記表】

該当事項はありません。

##### (4)【附属明細表】

該当事項はありません。

#### 2【ファンドの現況】

##### 【純資産額計算書】

該当事項はありません。

平成25年11月29日

##### (参考) マネーアカウントマザーファンド

資産総額	349,188,051	円
負債総額	-	円
純資産総額( - )	349,188,051	円
発行済数量	347,999,777	口
1単位当たり純資産額( / )	1.0034	円

## 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

1. 名義書換についての手続、取扱場所等  
ありません。

2. 受益者に対する特典  
ありません。

3. 受益権の譲渡

譲渡制限はありません。ただし、受益権の譲渡の手続および受益権の譲渡の対抗要件は以下によるものとします。

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

委託会社は、上記に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

4. 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と合意のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

5. 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払、換金申込の受付、換金代金および償還金の支払等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

## 第三部【委託会社等の情報】

### 第1【委託会社等の概況】

#### 1【委託会社等の概況】

##### （1）資本金の額

平成25年11月末日現在の資本金の額	11億円
会社が発行する株式の総数	2,294,100株
発行済株式総数	1,082,500株

##### （2）会社の機構

###### 経営体制

16名以内の取締役が、株主総会において選任されます。取締役の選任は株主総会において、総株主の議決権の3分の1以上に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとし、補欠により選任された取締役の任期は、前任者の残任期間とします。

取締役会はその決議をもって、取締役中より取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役若干名を選定することができます。また取締役中より代表取締役を選定します。

取締役会は、取締役社長が招集します。取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定められた順序により、他の取締役がこれを招集します。取締役会の招集通知は会日の2日前までにこれを発します。ただし、緊急の場合は、この期間を短縮することができます。また取締役および監査役全員の同意がある場合は、これを省略することができます。

取締役会は、法令または定款に定める事項の他、業務執行に関する重要事項を決定します。その決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行います。

###### 投資信託運用の意思決定と運用の流れ

###### a．基本運用方針、月次運用計画の決定

投資政策委員会（原則月1回開催）において投資信託の基本運用方針に関する事項が審議・決定され、各運用部長において月次運用計画に関する事項が決定されます。

###### b．運用の実行

月次運用計画に沿って、ファンド・マネージャーからトレーディング部に売買発注指示があり、売買が執行されます。

###### c．運用のチェック等

- ・業務管理部において、運用上の諸リスクの管理および運用実績の評価等を行い、運用審査委員会にて報告・審議が行われます。
- ・法務・コンプライアンス部において、日次で有価証券等の取引内容のチェック・運用制限遵守のチェック等が実施され、コンプライアンス委員会および取締役会に報告を行っています。

会社の機構は平成25年11月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

#### 2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務および第二種金融商品取引業を行っています。

委託会社の運用する証券投資信託は平成25年11月末日現在、158本であり、その純資産総額の合計は1,109,892百万円です（ただし、親投資信託を除きます。）。

種類	本数	純資産総額
追加型株式投資信託	137本	1,033,364百万円
単位型株式投資信託	12本	42,706百万円
追加型公社債投資信託	1本	18,911百万円
単位型公社債投資信託	8本	14,911百万円
合計	158本	1,109,892百万円

### 3【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。  
また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）ならびに同規則第38条及び57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。
2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第33期事業年度（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。  
また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第34期中間会計期間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人による中間監査を受けております。

## (1) 【貸借対照表】

区分	注記 番号	第32期 (平成24年3月31日現在)		第33期 (平成25年3月31日現在)	
		内訳 (千円)	金額 (千円)	内訳 (千円)	金額 (千円)
(資産の部)					
流動資産					
1. 預金			5,826,632		4,352,656
2. 有価証券			-		2,000,000
3. 前払費用			62,441		57,091
4. 未収入金			77,488		77,226
5. 未収委託者報酬			733,185		676,084
6. 未収運用受託報酬			420,226		412,970
7. 未収法人税等			18,793		-
8. 未収消費税等			12,034		-
9. 繰延税金資産			191,089		116,960
10. その他			1,405		601
流動資産計			7,343,297		7,693,591
固定資産					
1. 有形固定資産			88,781		74,400
(1) 建物	2	58,355		50,187	
(2) 器具備品	2	29,529		23,315	
(3) その他		897		897	
2. 無形固定資産			80,722		69,189
(1) 電話加入権		2,862		2,862	
(2) ソフトウェア		76,269		65,893	
(3) ソフトウェア仮勘定		1,590		433	
3. 投資その他の資産			876,271		533,591
(1) 投資有価証券		144,960		198,667	
(2) 関係会社株式		318,844		7,086	
(3) 長期差入保証金	1	143,783		142,445	
(4) 繰延税金資産		266,871		184,712	
(5) その他		1,811		679	
固定資産計			1,045,775		677,181
資産合計			8,389,072		8,370,773

区分	注記 番号	第32期 (平成24年3月31日現在)		第33期 (平成25年3月31日現在)	
		内訳 (千円)	金額 (千円)	内訳 (千円)	金額 (千円)
(負債の部)					
流動負債					
1. 預り金			12,858		80,752
2. 未払金			669,772		273,758
(1) 未払収益分配金		540		291	
(2) 未払償還金		5,658		5,658	
(3) 未払手数料		245,117		221,974	
(4) その他未払金		418,456		45,834	
3. 未払費用			337,012		368,212
4. 未払法人税等			-		6,858
5. 未払消費税等			-		24,035
6. 賞与引当金			134,660		206,147



7. 役員賞与引当金			5,200		26,000
流動負債計			1,159,502		985,764
固定負債					
1. 退職給付引当金			404,084		362,699
2. 役員退職慰労引当金			10,201		15,463
固定負債計			414,285		378,163
負債合計			1,573,787		1,363,928
(純資産の部)					
株主資本					
1. 資本金			1,100,000		1,100,000
2. 資本剰余金			277,667		277,667
(1) 資本準備金		277,667		277,667	
3. 利益剰余金			5,436,626		5,628,577
(1) 利益準備金		175,000		175,000	
(2) その他利益剰余金					
別途積立金		3,137,790		3,137,790	
繰越利益剰余金		2,123,836		2,315,787	
株主資本計			6,814,294		7,006,245
評価・換算差額等					
1. その他有価証券評価差額金			990		599
評価・換算差額等計			990		599
純資産合計			6,815,285		7,006,844
負債純資産合計			8,389,072		8,370,773

## (2) 【損益計算書】

区分	注記 番号	第32期 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)		第33期 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)	
		内訳 (千円)	金額 (千円)	内訳 (千円)	金額 (千円)
営業収益					
1. 委託者報酬			4,187,140		4,391,282
2. 運用受託報酬			1,900,616		1,640,368
営業収益計			6,087,757		6,031,651
営業費用					
1. 支払手数料			1,749,024		1,941,607
2. 広告宣伝費			55,547		7,158
3. 調査費			1,597,104		1,312,244
(1) 調査費		24,037		20,689	
(2) 委託調査費		1,164,314		916,186	
(3) 情報機器関連費		406,930		373,546	
(4) 図書費		1,821		1,822	
4. 委託計算費			161,805		164,954
5. 営業雑経費			137,838		137,250
(1) 通信費		10,893		9,999	
(2) 印刷費		87,970		92,168	
(3) 協会費		12,198		10,379	
(4) 諸会費		3,039		2,770	
(5) 紹介手数料		23,737		21,931	
営業費用計			3,701,321		3,563,215

一般管理費				
1. 給料			1,544,084	1,283,296
(1) 役員報酬		64,286		72,306
(2) 給料・手当		1,408,099		1,160,622
(3) 賞与		71,698		50,367
2. 法定福利費			188,715	175,566
3. 退職金			9,512	15,559
4. 福利厚生費			3,948	2,650
5. 交際費			2,781	2,809
6. 旅費交通費			23,757	27,294
7. 事務委託費			85,086	73,323
8. 租税公課			15,322	15,824
9. 不動産賃借料			163,084	159,588
10. 退職給付費用			80,520	60,300
11. 役員退職慰労引当金繰入			4,951	5,262
12. 賞与引当金繰入			134,660	206,147
13. 役員賞与引当金繰入			5,200	26,000
14. 固定資産減価償却費			63,548	56,688
15. 諸経費			93,151	95,739
一般管理費計			2,418,323	2,206,052
営業利益または営業損失（ ）			31,887	262,383

区分	注記 番号	第32期 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)		第33期 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)	
		内訳 (千円)	金額 (千円)	内訳 (千円)	金額 (千円)
営業外収益					
1. 受取配当金	1		1,238		86,193
2. 有価証券利息			-		601
3. 受取利息			957		879
4. 時効成立分配金・償還金			3,857		249
5. その他			213		899
営業外収益計			6,267		88,824
営業外費用					
1. 為替差損			540		82,502
2. 雑損失			23,079		223
営業外費用計			23,619		82,725
経常利益または経常損失（ ）			49,239		268,481
特別利益					
1. 固定資産売却益	2		-		134
2. 投資有価証券売却益			12,266		5,943
特別利益計			12,266		6,077
特別損失					
1. 固定資産除却損	3		3,221		2,540
2. 投資有価証券売却損			102,971		1,090
3. 子会社株式評価損			657		210
4. 希望退職関連費用			351,519		-
特別損失計			458,370		3,841
税引前当期純利益または税引前 当期純損失（ ）			495,343		270,718
法人税、住民税及び事業税			72,967		77,758

法人税等調整額		167,048	156,526
当期純利益または当期純損失 ( )		255,328	191,950

### (3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

		第32期 自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日	第33期 自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日
<b>株主資本</b>			
資本金	当事業年度期首残高	1,100,000	1,100,000
	当事業年度変動額	-	-
	当事業年度末残高	1,100,000	1,100,000
<b>資本剰余金</b>			
資本準備金	当事業年度期首残高	277,667	277,667
	当事業年度変動額	-	-
	当事業年度末残高	277,667	277,667
資本剰余金合計	当事業年度期首残高	277,667	277,667
	当事業年度変動額	-	-
	当事業年度末残高	277,667	277,667
<b>利益剰余金</b>			
利益準備金	当事業年度期首残高	175,000	175,000
	当事業年度変動額	-	-
	当事業年度末残高	175,000	175,000
<b>その他利益剰余金</b>			
別途積立金	当事業年度期首残高	3,137,790	3,137,790
	当事業年度変動額	-	-
	当事業年度末残高	3,137,790	3,137,790
繰越利益剰余金	当事業年度期首残高	2,553,447	2,123,836
	当事業年度変動額		
	剰余金の配当	174,282	-
	当期純利益または当期純損失( )	255,328	191,950
	当事業年度変動額合計	429,610	191,950
当事業年度末残高	2,123,836	2,315,787	
利益剰余金合計	当事業年度期首残高	5,866,237	5,436,626
	当事業年度変動額	429,610	191,950
	当事業年度末残高	5,436,626	5,628,577
株主資本合計	当事業年度期首残高	7,243,905	6,814,294
	当事業年度変動額	429,610	191,950
	当事業年度末残高	6,814,294	7,006,245
<b>評価・換算差額等</b>			
その他有価証券評価差額金	当事業年度期首残高	40,021	990
	当事業年度変動額(純額)	41,012	391
	当事業年度末残高	990	599
評価・換算差額等合計	当事業年度期首残高	40,021	990
	当事業年度変動額	41,012	391
	当事業年度末残高	990	599
純資産合計	当事業年度期首残高	7,203,883	6,815,285

	当事業年度変動額	388,598	191,559
	当事業年度末残高	6,815,285	7,006,844

## 重要な会計方針

### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

#### (1) 子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

#### (2) その他有価証券

##### 時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

##### 時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

### 2. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産

定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8～18年

器具備品 3～15年

#### (2) 無形固定資産

自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

### 3. 引当金の計上基準

#### (1) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度にかかる額を計上しております。

#### (2) 役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えて、当事業年度における支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

#### (3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、退職給付会計に関する実務指針(中間報告)(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第13号)に定める簡便法(期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法)により、当期末における必要額を計上しております。

#### (4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

### 4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

#### (1) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

#### (2) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

## 注記事項

### (貸借対照表関係)

第32期 (平成24年3月31日現在)	第33期 (平成25年3月31日現在)
1 関係会社項目 関係会社に対する資産及び負債に区分掲記されたもののほか、次のものがあります。 投資その他の資産 長期差入保証金 143,733千円	1 関係会社項目 関係会社に対する資産及び負債に区分掲記されたもののほか、次のものがあります。 投資その他の資産 長期差入保証金 142,395千円
2 有形固定資産の減価償却累計額 建物 76,096千円 器具備品 224,810千円	2 有形固定資産の減価償却累計額 建物 84,264千円 器具備品 197,601千円

## (損益計算書関係)

第32期 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	第33期 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)
3 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。 器具備品 129千円 ソフトウェア 3,092千円	1 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。 関係会社からの受取配当金 84,552千円  2 固定資産売却益の内訳は次のとおりであります。 器具備品 134千円  3 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。 器具備品 2,540千円

## (株主資本等変動計算書関係)

第32期 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)

## 1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数(千株)	当事業年度増加 株式数(千株)	当事業年度減少 株式数(千株)	当事業年度末 株式数(千株)
普通株式	1,082	-	-	1,082
合計	1,082	-	-	1,082

## 2. 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成23年6月14日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	174,282	161	平成23年3月31日	平成23年6月15日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの該当事項はありません。

第33期 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)

## 1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数（千株）	当事業年度増加 株式数（千株）	当事業年度減少 株式数（千株）	当事業年度末 株式数（千株）
普通株式	1,082	-	-	1,082
合計	1,082	-	-	1,082

## 2. 配当に関する事項

### (1) 配当金支払額

該当事項はありません。

### (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

## (金融商品関係)

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社では、資金運用については原則として預金等の資産を中心に投資する方針であり、有価証券の取得を行う場合には、投機的な取引は行いません。

また、資金調達については、主に金融機関からの借入による方針です。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は顧客の信用リスクに晒されておりますが、主に信託銀行により分別管理が行われている信託財産から支弁されており、当該リスクの影響は軽微であります。

有価証券は、短期の譲渡性預金であり、市場価格等の変動リスクは軽微であります。

投資有価証券は、主に非上場株式、子会社株式及び投資信託であります。非上場株式及び子会社株式は業務上の関係維持を目的として保有しており、定期的に発行体の財務状況等の把握を行っております。投資信託は投資手法の開発等を目的に当社が設定する投資信託を取得しているものです。

長期差入保証金については、主に本社ビルの賃貸借契約に係る同居覚書に基づき、親会社へ差入れたものです。

未払金、未払費用は、ほとんどが1年以内の支払期日です。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社は、「リスク管理基本方針」にて各種リスクの基本的考え方を定めており、「財務リスク管理規程」によって、財務リスク（資金繰りリスク、信用リスク）の管理方法を定めています。財務リスクの状況は、月次で開催されるリスク管理委員会にてモニタリングが行われます。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注2）参照のこと。）。

第32期（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額(*)	時価(*)	差額
(1) 預金	5,826,632	5,826,632	-
(2) 未収委託者報酬	733,185	733,185	-
(3) 未収運用受託報酬	420,226	420,226	-
(4) 投資有価証券 其他有価証券	82,760	82,760	-
資産計	7,062,804	7,062,804	-

(1) 未払金			
未払収益分配金	(540)	(540)	-
未払償還金	(5,658)	(5,658)	-
未払手数料	(245,117)	(245,117)	-
その他未払金	(418,456)	(418,456)	-
(2) 未払費用	(337,012)	(337,012)	-
負債計	(1,006,784)	(1,006,784)	-

(\*) 負債に計上されているものについては、( )で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

#### 資産

##### (1) 預金

時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

##### (2) 未収委託者報酬及び未収運用受託報酬

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

##### (3) 投資有価証券

これらの時価について、投資信託は公表されている基準価額によっております。

#### 負債

##### (1) 未払金及び未払費用

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	62,200
子会社株式	318,844
長期差入保証金	143,783
合計	524,828

これらについては、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超
預金	5,826,632	-	-
未収委託者報酬	733,185	-	-
未収運用受託報酬	420,226	-	-
投資有価証券			
その他有価証券のうち 満期があるもの(その他)	-	35,865	-
合計	6,980,044	35,865	-

第33期（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額(*)	時価(*)	差額

(1) 預金	4,352,656	4,352,656	-
(2) 有価証券 其他有価証券	2,000,000	2,000,000	-
(3) 未収委託者報酬	676,084	676,084	-
(4) 未収運用受託報酬	412,970	412,970	-
(5) 投資有価証券 其他有価証券	136,467	136,467	-
資産計	7,578,179	7,578,179	-
(1) 未払金 未払収益分配金	(291)	(291)	-
未払償還金	(5,658)	(5,658)	-
未払手数料	(221,974)	(221,974)	-
其他未払金	(45,834)	(45,834)	-
(2) 未払費用	(368,212)	(368,212)	-
負債計	(641,970)	(641,970)	-

(\*) 負債に計上されているものについては、( )で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資産

(1) 預金

時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 未収委託者報酬及び未収運用受託報酬

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券(譲渡性預金)及び投資有価証券(投資信託)

譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。また、投資信託は公表されている基準価額によっております。

負債

(1) 未払金及び未払費用

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	62,200
子会社株式	7,086
長期差入保証金	142,445
合計	211,732

これらについては、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超
預金	4,352,656	-	-
有価証券 其他有価証券のうち 満期があるもの(その他)	2,000,000	-	-
未収委託者報酬	676,084	-	-
未収運用受託報酬	412,970	-	-



投資有価証券			
其他有価証券のうち 満期があるもの(その他)	1,881	94,790	19,777
合計	7,443,593	94,790	19,777

## (有価証券関係)

第32期（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

その他有価証券の当事業年度中の売却額は739,002千円であり、売却益の合計額は12,266千円、売却損の合計額は102,971千円であります。また、その他有価証券において、種類ごとの取得原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	種類(*)	取得原価	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) その他の証券	67,498	69,739	2,241
	小計	67,498	69,739	2,241
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) その他の証券	13,664	13,020	643
	小計	13,664	13,020	643
合計		81,162	82,760	1,597

(\*) 当事業年度中において、保有目的が変更となった有価証券はありません。

第33期（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

その他有価証券の当事業年度中の売却額は126,963千円であり、売却益の合計額は5,943千円、売却損の合計額は1,090千円であります。また、その他有価証券において、種類ごとの取得原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	種類(*)	取得原価	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) その他の証券	65,146	75,683	10,536
	小計	65,146	75,683	10,536
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) その他の証券	2,070,354	2,060,784	9,569
	小計	2,070,354	2,060,784	9,569
合計		2,135,500	2,136,467	967

(\*) 当事業年度中において、保有目的が変更となった有価証券はありません。

## (退職給付関係)

## 1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を採用しております。なお、従業員の一部について平成16年7月より確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を開始しました。

## 2. 退職給付債務に関する事項

第32期 (平成24年3月31日現在)	第33期 (平成25年3月31日現在)
------------------------	------------------------

(1) 退職給付債務	404,084千円	(1) 退職給付債務	362,699千円
(2) 退職給付引当金	404,084千円	(2) 退職給付引当金	362,699千円
(注) 当社は、対象人員が300名未満と少なく年齢や勤続期間にも偏りがあり、数理計算結果に一定の高い水準の信頼性を得ることが困難であると判断して、簡便法（期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により退職給付債務を算定しております。		(注) 同左	

## 3. 退職給付費用に関する事項

第32期 (平成24年3月31日現在)		第33期 (平成25年3月31日現在)	
退職給付費用		退職給付費用	
勤務費用	69,258千円	勤務費用	55,676千円
確定拠出年金への掛金支払額	11,262千円	確定拠出年金への掛金支払額	4,623千円
退職給付費用	80,520千円	退職給付費用	60,300千円

## 4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

第32期 (平成24年3月31日現在)	第33期 (平成25年3月31日現在)
当社は簡便法を採用しておりますので、基礎率等について記載しておりません。	同左

## (税効果会計関係)

## 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生的主要原因別の内訳

	第32期 (平成24年3月31日現在)	第33期 (平成25年3月31日現在)
	(単位：千円)	(単位：千円)
(繰延税金資産)		
賞与引当金	51,184	78,356
未払事業税	-	1,754
未払社会保険料	7,129	11,094
貯蔵品	1,673	1,598
退職給付引当金	149,998	135,561
割増退職金	126,447	-
子会社株式評価損	1,376	1,451
連結納税加入に伴う有価証券時価評価益	102,879	23,788
減価償却超過額否認	5,826	5,096
繰越欠損金	32,137	62,041
その他	10,932	9,331
小計	489,585	330,075
評価性引当額	27,482	28,034
繰延税金資産計	462,102	302,040
(繰延税金負債)		
その他有価証券評価差額金	607	367
未収事業税	3,535	-
繰延税金負債計	4,142	367
繰延税金資産の純額	457,960	301,673

## 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

第32期（平成24年3月31日現在）	第33期（平成25年3月31日現在）	
税引前当期純損失を計上しているため 注記を省略しております。	法定実効税率 (調整)	38.0 %
	交際費等永久に損金に算入されない項目	5.0 %
	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	11.3 %
	住民税均等割	0.8 %
	評価性引当額	0.2 %
	その他	3.7 %
	税効果会計適用後の法人税率の負担率	29.1 %

## （資産除去債務関係）

第32期（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）  
記載すべき重要な事項はありません。

第33期（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）  
記載すべき重要な事項はありません。

## （セグメント情報等）

## セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

## 関連情報

第32期（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

## 1. 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益各項目の区分と同一であることから、製品及びサービスごとの営業収益の記載を省略しております。

## 2. 地域ごとの情報

## (1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

## (2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

## 3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

第33期（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

## 1. 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益各項目の区分と同一であることから、製品及びサービスごとの営業収益の記載を省略しております。

## 2. 地域ごとの情報

## (1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

## (2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

## 3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

## （関連当事者との取引）

## 1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

第32期（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の 内容又 は職業	議決権等の 所有（被所有） 割合（%）	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
親会社	㈱T&Dホールディングス	東京都港区	207,111	持株会社	（被所有） 直接 100	経営管理 役員の兼任	賃借契約に係る 敷金の差入(*1)	-	長期 差入 保証金	143,733

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

## 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(\*1)長期差入保証金については、床面積を基準に決定しております。

第33期（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の 内容又 は職業	議決権等の 所有（被所有） 割合（%）	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
親会社	(株)T&Dホールディングス	東京都港区	207,111	持株会社	(被所有) 直接 100	経営管理 役員の兼任	賃借契約に係る 敷金の差入(*1)	-	長期 差入 保証金	142,395

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(\*1)長期差入保証金については、床面積を基準に決定しております。

## 2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

### (1) 親会社情報

株式会社 T & D ホールディングス（東京証券取引所及び大阪証券取引所に上場）

### (1株当たり情報)

第32期 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)		第33期 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)	
1株当たり純資産額	6,295.87円	1株当たり純資産額	6,472.83円
1株当たり当期純損失金額	235.86円	1株当たり当期純利益金額	177.32円
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純損失金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。	
1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎		1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎	
当期純損失（千円）	255,328	当期純損失（千円）	255,328
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	普通株主に帰属しない金額（千円）	-
普通株式に係る当期純損失（千円）	255,328	普通株式に係る当期純損失（千円）	255,328
期中平均株式数（千株）	1,082	期中平均株式数（千株）	1,082

### (重要な後発事象)

該当事項はありません。

## 中間財務諸表

## ( 1 ) 中間貸借対照表

区分	注記 番号	第34期中間会計期間末 (平成25年9月30日)	
		内訳 (千円)	金額 (千円)
(資産の部)			
流動資産			
1. 預金			4,752,075
2. 有価証券			2,000,000
3. 前払費用			78,636
4. 未収委託者報酬			628,173
5. 未収運用受託報酬			418,222
6. 繰延税金資産			91,035
7. その他			570
流動資産計			7,968,714
固定資産			
1. 有形固定資産			76,277
(1) 建物	1	46,682	
(2) 器具備品	1	28,697	
(3) その他		897	
2. 無形固定資産			61,918
(1) 電話加入権		2,862	
(2) ソフトウェア		57,528	
(3) ソフトウェア仮勘定		1,526	
3. 投資その他の資産			459,795
(1) 投資有価証券		166,478	
(2) 関係会社株式		5,386	
(3) 長期差入保証金		141,776	
(4) 繰延税金資産		145,427	
(5) その他		727	
固定資産計			597,991
資産合計			8,566,705

区分	注記 番号	第34期中間会計期間末 (平成25年9月30日)	
		内訳 (千円)	金額 (千円)
(負債の部)			
流動負債			
1. 預り金			67,159
2. 未払金			334,391
(1) 未払収益分配金		291	
(2) 未払償還金		5,658	
(3) 未払手数料		190,179	
(4) その他未払金		138,262	
3. 未払費用			363,892
4. 未払法人税等			12,397
5. 未払消費税等	2		26,486
6. 賞与引当金			119,025
7. 役員賞与引当金			13,000

流動負債計			936,352
固定負債			
1.退職給付引当金			368,814
2.役員退職慰労引当金			18,147
固定負債計			386,961
負債合計			1,323,314
(純資産の部)			
株主資本			
1.資本金			1,100,000
2.資本剰余金			277,667
(1)資本準備金	277,667		
3.利益剰余金			5,868,164
(1)利益準備金	175,000		
(2)その他利益剰余金			
別途積立金	3,137,790		
繰越利益剰余金	2,555,374		
株主資本計			7,245,832
評価・換算差額等			
1.その他有価証券評価差額金			2,441
評価・換算差額等計			2,441
純資産合計			7,243,391
負債純資産合計			8,566,705

## (2) 中間損益計算書

区分	注記 番号	第34期中間会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)	
		内訳 (千円)	金額 (千円)
営業収益			
1.委託者報酬			2,614,054
2.運用受託報酬			902,939
3.その他営業収益			7,865
営業収益計			3,524,859
営業費用			
1.支払手数料			1,144,868
2.広告宣伝費			12,351
3.調査費			743,149
(1)調査費		11,548	
(2)委託調査費		550,622	
(3)情報機器関連費		180,188	
(4)図書費		789	
4.委託計算費			87,006
5.営業雑経費			74,880
(1)通信費		4,116	
(2)印刷費		48,687	
(3)協会費		4,958	
(4)諸会費		1,733	
(5)紹介手数料		15,383	
営業費用計			2,062,256

一般管理費			
1. 給料			587,877
(1) 役員報酬		33,402	
(2) 給料・手当		546,066	
(3) 賞与		8,408	
2. 法定福利費			80,865
3. 退職金			1,842
4. 福利厚生費			1,561
5. 交際費			1,462
6. 旅費交通費			10,279
7. 事務委託費			45,519
8. 租税公課			9,368
9. 不動産賃借料			79,794
10. 退職給付費用			30,572
11. 役員退職慰労引当金繰入			2,683
12. 賞与引当金繰入			119,025
13. 役員賞与引当金繰入			13,000
14. 固定資産減価償却費	1		23,695
15. 諸経費			55,017
一般管理費計			1,062,564
営業利益			400,038

		第34期中間会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)	
区分	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)
営業外収益			
1. 受取配当金			1,809
2. 有価証券利息			767
3. 受取利息			334
4. 為替差益			605
5. その他			9
営業外収益計			3,527
営業外費用			
1. 雑損失			127
営業外費用計			127
経常利益			403,438
特別利益			
1. 投資有価証券売却益			1,552
特別利益計			1,552
特別損失			
1. 投資有価証券売却損			978
特別損失計			978
税引前中間純利益			404,012
法人税、住民税及び事業税			97,349
法人税等調整額			67,075
中間純利益			239,587



## ( 3 ) 中間株主資本等変動計算書

第34期中間会計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)

株主資本		金額 (千円)
資本金	当事業年度期首残高	1,100,000
	当中間会計期間変動額	-
	当中間会計期間末残高	1,100,000
資本剰余金		
資本準備金	当事業年度期首残高	277,667
	当中間会計期間変動額	-
	当中間会計期間末残高	277,667
資本剰余金合計	当事業年度期首残高	277,667
	当中間会計期間変動額	-
	当中間会計期間末残高	277,667
利益剰余金		
利益準備金	当事業年度期首残高	175,000
	当中間会計期間変動額	-
	当中間会計期間末残高	175,000
その他利益剰余金		
別途積立金	当事業年度期首残高	3,137,790
	当中間会計期間変動額	-
	当中間会計期間末残高	3,137,790
繰越利益剰余金	当事業年度期首残高	2,315,787
	当中間会計期間変動額	
	中間純利益	239,587
	当中間会計期間変動額合計	239,587
	当中間会計期間末残高	2,555,374
利益剰余金合計	当事業年度期首残高	5,628,577
	当中間会計期間変動額	239,587
	当中間会計期間末残高	5,868,164
株主資本合計	当事業年度期首残高	7,006,245
	当中間会計期間変動額	239,587
	当中間会計期間末残高	7,245,832
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	当事業年度期首残高	599
	当中間会計期間変動額（純額）	3,040
	当中間会計期間末残高	2,441
評価・換算差額等合計	当事業年度期首残高	599
	当中間会計期間変動額	3,040
	当中間会計期間末残高	2,441
純資産合計	当事業年度期首残高	7,006,844
	当中間会計期間変動額	236,546
	当中間会計期間末残高	7,243,391

## 重要な会計方針

	第34期中間会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
--	---

1. 資産の評価基準及び評価方法	<p>(1) 有価証券 子会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。</p> <p>その他有価証券 時価のあるもの 中間会計期間末日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）</p> <p>時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。</p>				
2. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <table border="0" data-bbox="754 510 1129 589"> <tr> <td style="padding-left: 40px;">建物</td> <td style="text-align: right;">8～18年</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">器具備品</td> <td style="text-align: right;">3～15年</td> </tr> </table> <p>(2) 無形固定資産 自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。</p>	建物	8～18年	器具備品	3～15年
建物	8～18年				
器具備品	3～15年				
3. 引当金の計上基準	<p>(1) 賞与引当金 従業員の賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち中間会計期間にかかる額を計上しております。</p> <p>(2) 役員賞与引当金 役員賞与の支出に備えるため、当事業年度における支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、簡便法（期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により、当中間会計期間末における必要額を計上しております。</p> <p>(4) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。</p>				
4. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>(1) 消費税等の会計処理 税抜方式によっております。</p> <p>(2) 連結納税制度の適用 連結納税制度を適用しております。</p>				

## 注記事項

## （中間貸借対照表関係）

第34期中間会計期間末 (平成25年9月30日現在)	
1 有形固定資産の減価償却累計額は次の通りであります。	
建物	87,768千円
器具備品	203,324千円
2 消費税等の取扱い	
仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ流動負債の「未払消費税等」として表示しております。	

## （中間損益計算書関係）

第34期中間会計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)	
1 固定資産の減価償却実施額は次の通りであります。	
有形固定資産	9,228千円
無形固定資産	14,466千円

## （中間株主資本等変動計算書関係）

第34期中間会計期間(自平成25年4月1日至平成25年9月30日)

## 1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数（千株）	当中間会計期間増加 株式数（千株）	当中間会計期間減少 株式数（千株）	当中間会計期間末 株式数（千株）
普通株式	1,082	-	-	1,082
合計	1,082	-	-	1,082

## 2. 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

該当事項はありません。

## (2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間後となるもの

該当事項はありません。

## (金融商品関係)

## 金融商品の時価等に関する事項

平成25年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注2）参照のこと。）。

（単位：千円）

	中間貸借対照表 計上額(*)	時価(*)	差額
(1) 預金	4,752,075	4,752,075	-
(2) 有価証券			
その他有価証券	2,000,000	2,000,000	-
(3) 未収委託者報酬	628,173	628,173	-
(4) 未収運用受託報酬	418,222	418,222	-
(5) 投資有価証券			
その他有価証券	104,278	104,278	-
資産計	7,902,749	7,902,749	-
(1) 未払金			
未払収益分配金	(291)	(291)	-
未払償還金	(5,658)	(5,658)	-
未払手数料	(190,179)	(190,179)	-
その他未払金	(138,262)	(138,262)	-
(2) 未払費用	(363,892)	(363,892)	-
負債計	(698,284)	(698,284)	-

(\*) 負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

## (注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

## 資産

## (1) 預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

## (2) 未収委託者報酬及び未収運用受託報酬

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

## (3) 有価証券（譲渡性預金）及び投資有価証券（投資信託）

譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。また、投資信託は公表されている基準価額によっております。

## 負債

## (1) 未払金及び未払費用

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

## (注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	中間貸借対照表計上額
非上場株式	62,200
子会社株式	5,386
長期差入保証金	141,776
合計	209,362

これらについては、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(有価証券関係)

第34期中間会計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)

その他有価証券において、種類ごとの取得原価、中間貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	種類	取得原価	中間貸借対照表計上額	差額
中間貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	(1) その他の証券	43,600	51,376	7,776
	小計	43,600	51,376	7,776
中間貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの	(1) その他の証券	2,064,616	2,052,902	11,714
	小計	2,064,616	2,052,902	11,714
合計		2,108,216	2,104,278	3,938

(資産除去債務関係)

記載すべき重要な事項はありません。

(セグメント情報等)

第34期中間会計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)

セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

## 1. 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービス区分の決定方法は、中間損益計算書の営業収益各項目の区分と同一であることから、製品及びサービスごとの営業収益の記載を省略しております。

## 2. 地域ごとの情報

## (1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

## (2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

## 3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

## （ 1株当たり情報）

第34期中間会計期間 （自 平成25年 4月 1日 至 平成25年 9月30日）	
1株当たり純資産額	6,691円35銭
1株当たり中間純利益金額	221円32銭
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎	
中間純利益（千円）	239,587
普通株主に帰属しない金額（千円）	-
普通株式に係る中間純利益（千円）	239,587
期中平均株式数（千株）	1,082

## （重要な後発事象）

該当事項はありません。

## 4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、ファンドの運用指図を行うに当たり、利害関係人との取引について、次の行為が禁止されています。

1. 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
2. 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
3. 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下4、5において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
4. 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
5. 上記3、4に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

## 5【その他】

### 定款の変更等

平成25年6月14日付で、定款について以下の変更を行いました。

- ・公告方法の変更（電子公告（ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。）に変更）

### 訴訟事件その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

## 第2【その他の関係法人の概況】

### 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

#### (1) 受託会社

三井住友信託銀行株式会社

- ・ 資本金の額 342,037百万円（平成25年9月末日現在）
- ・ 事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

[信託事務の一部委託先]

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

- ・ 資本金の額 51,000百万円（平成25年9月末日現在）
- ・ 事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

#### (2) 販売会社

名 称	資本金の額 (単位：百万円) (平成25年9月末日現在)	事業の内容
今村証券株式会社	500	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
東洋証券株式会社	13,494	

## 2【関係業務の概要】

「受託会社」は主に以下の業務を行います。

- a. 信託財産の保管・管理・計算
- b. 委託会社の指図に基づく信託財産の処分等

「販売会社」は主に以下の業務を行います。

- a. 受益権の募集・販売の取扱い
- b. 受益権の換金（解約）申込の取扱い
- c. 換金代金、収益分配金および償還金の支払の取扱い
- d. 目論見書、運用報告書の交付等

## 3【資本関係】

（持株比率5.0%以上を記載します。）

平成25年11月末日現在、該当事項はありません。

### 第3【その他】

1. 目論見書は別称として「投資信託説明書」と称して使用することがあります。
2. 目論見書の表紙にロゴ・マーク、図案を使用することがあります。
3. 目論見書の表紙等に、以下の事項を記載することがあります。
  - ・金融商品取引法上の目論見書である旨
  - ・目論見書の使用を開始する日
  - ・信託財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨
  - ・委託会社の金融商品取引業者登録番号
4. 詳細な情報の入手方法として、以下の事項を記載することがあります。
  - ・委託会社のホームページアドレス、電話番号および受付時間
  - ・請求目論見書の入手方法および信託約款が請求目論見書に掲載されている旨
  - ・請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨および当該請求を行った場合にはその旨の記録をしておくべきである旨
5. 届出の効力に関する事項について、以下のいずれかの内容を記載することがあります。
  - ・届出をした日、届出が効力を生じている旨および効力発生日
  - ・届出をした日および当該届出の効力の発生の有無を確認する方法
6. 届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」に記載の内容について、投資者の理解を助けるため、当該内容を説明した図表等を付加して目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。
7. 請求目論見書の巻末に、ファンドの信託約款の全文を掲載することがあります。
8. 目論見書は電子媒体、インターネット等に掲載することがあります。



## 独立監査人の監査報告書

平成25年6月3日

T & Dアセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小澤 裕治
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	蒲谷 剛史

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているT & Dアセットマネジメント株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第33期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、T & Dアセットマネジメント株式会社の平成25年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1.上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- 2.財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

## 独立監査人の中間監査報告書

平成25年11月29日

T & Dアセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小澤 裕治
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	蒲谷 剛史

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているT & Dアセットマネジメント株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第34期事業年度の中間会計期間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

## 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、T & Dアセットマネジメント株式会社の平成25年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1.上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。  
2.中間財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれておりません。